平成２２年（フ）第３９９号
栃木県河内郡上三川町大字ゆうきが丘13番地６
債務者　佐藤美由紀
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４０１号
栃木県宇都宮市若草１丁目６番２号　県営若草住宅２棟11号
債務者　福田一三男
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４０５号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1375番地９　サンライフタウンＢ201、前住所栃木県塩谷郡高根沢町光陽台１丁目６番地10　アルファーハイム206
債務者　小山　正文
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１号
岡山県赤磐市河本624番地３
債務者　小西　清利
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２６号
岡山県赤磐市河本624番地３
債務者　小西日出美
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５７号
岡山市東区西大寺浜390番地９
債務者　藤本　　薫
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５９６号
神奈川県大和市中央２丁目６番17号　ヤマトグランドハイツ203
債務者　中山　智晴
１　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６７号
青森市柳川１丁目３番26―804号
債務者　奈良岡節子
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２０号
神奈川県藤沢市亀井野1518番地
債務者　竹中　直美
１　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３１号
静岡県浜松市南区三島町234番地　セゾン大石102号、前住所静岡県藤枝市藤岡１丁目20番２号　雇用促進住宅１―102
債務者　佐藤　元志
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３４２号
静岡県浜松市中区和合町27番地の89　ＪＵＮＯ403号室
債務者　志賀　和博
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
栃木県小山市花垣町１丁目15番42号
債務者　公平　正彦
１　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第２２４号
埼玉県南埼玉郡宮代町川端４丁目３番16号
破産者　有限会社生粋
１　決定年月日　平成22年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２６４号
東京都港区芝２丁目８番18号　田村ビル１階、商業登記簿上の本店所在地東京都町田市高ケ坂1644番地10
破産者　成瀬産業有限会社
１　決定年月日　平成22年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４４号
熊本県玉名郡長洲町大字清源寺2804番地１
破産者　有限会社村本建設工業
１　決定年月日　平成22年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第６１２号
静岡市駿河区稲川１丁目１番32号―303
破産者　株式会社フューチャーサポート
１　決定年月日　平成22年６月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部